

RLA フェロー選考基準及び選考方法

1. 選考基準

(1) 基本条件（対象者）

RLA フェロー制度は「ランドスケープ分野の見識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、RLA の重要な活動に直接的・間接的に従事するなど社会に貢献してきた者に対し、その能力と業績を評価して RLA フェローとして認定し、もって RLA 資格制度の発展及び今後の一層の活性化と、RLA の活動の推進や後進の指導において主導的役割を果たすこと」を目的とするもので、RLA を代表するにふさわしい者として認定され、その自覚をもって社会的に活躍されるものに与えられる。

したがって、RLA フェローは、原則として少なくとも累積で 10 年間以上 RLA の資格を有している ランドスケープ分野とその関連分野の技術者・教育研究者・行政関係者等において、責任ある立場で 20 年以上業務を遂行してきた者の中から選出する。ただし、RLA 資格者でなくとも、「責任ある立場での 20 年以上の業務遂行」及び下記「(2) 具体的条件」を満たすものはフェロー称号を受ける資格者として認める。

(2) 具体的条件

上記の基本条件を満たし、且つ次のいずれかの具体的条件において著しい貢献があった者とする。

- 1) 国内外においてランドスケープ技術に関する顕著な活動・貢献をなした者
- 2) ランドスケープに関する学識の発展に寄与した者
- 3) 行政等の中で、ランドスケープの発展に寄与した者
- 4) 造園関係団体において枢要な立場に立ち、貢献した者
- 5) その他、地域社会への貢献など総合管理委員会が特別に認めた貢献をした者

2. 候補者の推薦について

- (1) 原則として RLA 有資格者 2 名からの推薦による。
- (2) 原則として自薦は認めない。
- (3) 推薦は所定の推薦書類に必要事項を記入し CLA 会長に提出する。また、推薦は随時行うことができる。

3. フェロー審査について

- (1) フェロー審査は CLA 会長の諮問を受け総合管理委員会（以下委員会という）が行う。
- (2) フェロー審査は提出された推薦書類に基づき、選考基準に照らして審査する。
- (3) フェロー審査のための委員会は必要に応じて、毎年 1 回以上委員長が召集する。
- (4) 委員会における審査の決定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
- (5) 選考の経過並びに内容については公表しない。
- (6) 委員会におけるフェロー審査結果は CLA 会長に提出して承認を受けなければならない。
- (7) フェロー資格の承認を受けたものは、総合管理委員会委員長が認定書を発行する。